

## 簡易保育施設について

### 1. 簡易保育施設とは

簡易保育施設とは、認可外保育施設の1つであり、付近に保育所がないなどのやむを得ない事由により保育に欠ける児童を八尾市の要綱に基づいて市が斡旋し、保育を委託している施設です。

### 2. 斡旋年齢について

斡旋の対象児は、0歳児・1歳児です。斡旋の年齢はその年の4月1日現在の満年齢によります。したがって誕生日が過ぎて年齢が上がってもその年度はそのままになります。

### 3. 斡旋できる基準

児童の保護者のいずれもが次の基準のいずれかの状態にあり、かつ、同居の親族その他の人が児童を保育できない場合です。

- ①児童の保護者が、産後休暇（概ね出産後8週間以上）及び育児休業の終了により職場復帰することになった場合。
- ②児童の保護者が日中に概ね7時間以上、1ヶ月に20日以上、日常の家事以外の労働を常態としている場合。
- ③死亡、離婚、行方不明等その他緊急な事由により、両親の一方もしくは両方がいない家庭もしくは生計の中心者の失業により、前号の就労を必要とし、施設入所時に就労可能な旨、客観的にその事実が確認できる場合（就労証明）。
- ④児童の保護者が疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有している場合。
- ⑤児童の保護者が、長期にわたり疾病の状態にあるか、または精神もしくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護している場合。
- ⑥児童の保護者が出産前6週間から出産後8週間の期間にあたる場合。
- ⑦震災、風水害、火災、その他の災害復旧にあたること。
- ⑧特に市長が認める前各号に類する状態にあること。

※ただし、斡旋中であっても、斡旋できる基準に該当しなくなれば斡旋を解除します。

#### 注 意

なお、上記の斡旋できる基準に該当していても、施設の定員などの状況で斡旋できない場合があります。

### 4. 斡旋の決定及び通知について

斡旋については、申請を受け付けた月の翌月から審査対象とします。その場合は申請を提出された方から必要事項等を確認し、斡旋できる基準等の審査を行い、斡旋児童を決定します。なお、斡旋決定の通知は、こども家庭課から文書で通知します。

### 5. 保育助成額について

保育助成額は、斡旋する児童の属する世帯の所得税額あるいは市民税額の合計額によって決定します。

簡易保育施設一覧表

| No. | 簡易保育施設名   | 施設定員 |    | 所在地       | 電話番号     |
|-----|-----------|------|----|-----------|----------|
|     |           | 0歳   | 1歳 |           |          |
| 1   | たんぼぼ共同保育所 | 20人  |    | 東山本町3-2-9 | 997-0579 |
| 2   | 八尾木共同保育所  | 15人  |    | 八尾木6-120  | 993-4894 |
| 3   | みどり保育園    | 20人  |    | 末広町1-6-10 | 993-2437 |

※ ただし、定員の概ね2割を限度として1才児も斡旋します。

保育時間一覧表

|   |           | 曜日  | 延長保育時間 | 通常保育時間       | 延長保育時間  |
|---|-----------|-----|--------|--------------|---------|
| 1 | たんぼぼ共同保育所 | 平日  | 7:30 ~ | 9:00 ~ 17:00 | ~ 18:30 |
|   |           | 土曜日 | 7:30 ~ | 9:00 ~ 12:00 | ~ 18:30 |
| 2 | 八尾木共同保育所  | 平日  | 7:30 ~ | 9:00 ~ 17:00 | ~ 18:30 |
|   |           | 土曜日 | 7:30 ~ | 9:00 ~ 12:00 | ~ 18:30 |
| 3 | みどり保育園    | 平日  | 7:30 ~ | 9:00 ~ 17:00 | ~ 18:30 |
|   |           | 土曜日 | 7:30 ~ | 9:00 ~ 12:00 | ~ 14:00 |